

# 工事施行成績評定基準

平成 15 年 5 月 1 日適用  
平成 25 年 4 月 1 日改正  
平成 30 年 4 月 1 日改正  
平成 31 年 4 月 1 日改正  
令和 2 年 4 月 1 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正

## 第 1 通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

## 第 2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

| 考 査 項 目        |            |
|----------------|------------|
| 評 価 項 目        | 細 別        |
| 1. 施工体制        | I. 施工体制一般  |
|                | II. 配置技術者  |
| 2. 施工状況        | I. 施工管理    |
|                | II. 工程管理   |
|                | III. 安全対策  |
|                | IV. 対外関係   |
| 3. 出来形及び出来ばえ   | I. 出来形     |
|                | II. 品質     |
|                | III. 出来ばえ  |
| 4. 工事特性（加点のみ）  | I. 工事特性    |
| 5. 創意工夫（加点のみ）  | I. 創意工夫    |
| 6. 社会性等（加点のみ）  | I. 地域への貢献等 |
| 7. 法令遵守等（減点のみ） |            |
| 8. その他（減点のみ）   |            |

### 第3 評定方法

1 評定者は監督員、主任監督員、検査員とするが、主任監督員については、課の監督体制に応じて評定者（別紙）を指定することとする。

2 評定については、「請負工事成績評定採点表」（様式-1K①）及び「細目別評定点採点表」（様式3）で行うこととし、「工事成績採点の考査項目別運用表」（土木用様式-2K～5C、営繕用様式-2K～5C又は解体用様式-2K～5C）で該当する事項を請負工事成績評定採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙1、土木工事のみ適用）及び「施工プロセス」のチェックリスト」（別紙2、土木用、営繕用又は解体用）を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況（別紙3）を提出できるものとし、提出があった場合は、これも考慮するものとする。

3 評定者ごとの評価点は、第2項により付された各考査項目の評価点を、標準点（65点）から加減した値とする。

4 請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

(1) 検査が工事完成検査のみの場合

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員の評定点}) \times 0.34 + (\text{主任監督員の評定点}) \times 0.26 + (\text{検査員の評定点}) \times 0.4 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

(2) 検査が工事完成検査のほか部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員の評定点}) \times 0.34 + (\text{主任監督員の評定点}) \times 0.26 + (\text{検査員（部分検査等）の評定点}) \times 0.2 + (\text{検査員（完成検査）の評定点}) \times 0.2 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

5 細目別評定点は「細目別評定点採点表」（様式3）により算出するものとし、算出にあたっては小数第4位を四捨五入するものとする。

- 6 第4項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第2位を四捨五入するものとする。

#### 第4 評定の特例

##### 1 共同企業体が施行した場合

共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。

##### 2 契約を解除した場合

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。

(2) 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

#### 第5 評定の修正

美唄市請負工事施行成績評定要領第7条に規定する「評定を修正すべきと認める場合」とは、工事の請負契約書に基づく瑕疵担保期間中に工事目的物に瑕疵があることが判明した場合において、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害の賠償を請求したときとする。

#### 第6 評定の対象

工事受渡書による受渡行為が必要のない工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することができる。

#### 第7 工事監督員指定の通知

総務課は、「工事監督員の指定」（別記様式 1）に基づき、「工事監督員の指定について」（別記様式 2）により当該工事の受注者に通知するものとする。

#### 第8 その他

この基準は公表するものとし、工事閲覧場所に備え置くものとする。